

サービス付き高齢者向け住宅制度の普及促進事業を実施する者の公募について

平成28年5月31日
国土交通省住宅局長 由木 文彦

次のとおり、重層的住宅セーフティネット構築支援事業（サービス付き高齢者向け住宅制度の普及促進事業）を実施する者の募集について公示します。

1. 事業概要

（1）事業名

サービス付き高齢者向け住宅制度の普及促進事業

（2）事業目的

サービス付き高齢者向け住宅（以下、（2）において、「サ高住」という）は、平成28年4月末時点で約19.9万戸が登録されており、高齢者の多様なニーズを踏まえた様々なサ高住が供給されているところである。このように市場での供給が進む中、平成28年4月にまとめられた「サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会」で位置づけられたように、多様な世代が安心・健康に暮らせる「スマートウェルネス住宅・シティ」の整備推進に向け、サ高住を高齢者の安心居住の拠点として、適切な立地や質の向上等を図る必要がある。このためには、市町村や事業者の判断に資するようサ高住の登録情報を用いた供給動向等を調査・分析することが重要である。また、利用者に対する透明性を確保するため、サ高住に関する情報提供を適切に行うことや、サ高住の質の評価に係る検討を行うとともに、事業者の取組を促すよう質の高い取組に係る普及啓発が必要である。

以上より、本事業は、市町村や事業者の判断に資するサ高住の登録情報を用いた供給動向等を調査・分析、サ高住の登録情報の効果的な提供方策、サ高住の質の評価に係る指標の検討や質の高い取組の普及啓発を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、サ高住を中心とする高齢者向け住宅が全国各地域において的確に普及されることを目的とする。

（3）事業内容

- ① サービス付き高齢者向け住宅の登録情報を用いた供給動向等の調査・分析
- ② サービス付き高齢者向け住宅の登録情報の効果的な提供方策の検討
- ③ サービス付き高齢者向け住宅の質の評価制度の検討
- ④ サービス付き高齢者向け住宅に係る質の高い事例の収集・整理

（4）事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

平成28年6月中旬～平成29年3月31日

2. 対象事業者の要件

（1）公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わ

ないこと。

- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- インターネットにより、消費者が利用しやすい環境を整備するための技術力を有すること。
- 事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ①担当部局 国土交通省 住宅局 安心居住推進課 高齢者住宅企画係
- ②住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- ③電 話 03-5253-8111 (内線 39-856)
- ④電子 mail hasegawa-t2ru@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期 間 平成28年5月31日(火)から平成28年6月8日(水)
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期 限 平成28年6月10日(金) 18時00分まで
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は3部、電子メールの場合は1部。
なお、電子メールで提出する場合は、以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)

「Just System 一太郎 2009」「Microsoft Word2013」「Microsoft Excel2013」「Microsoft PowerPoint2013」「Adobe acrobat ReaderXI」以前の形式に限る。

・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。

- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号)により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。